

本格化する食料のSDGs経営

地球環境問題とSDGs（持続可能な開発目標）への取り組みは、世界中の農業者も食品企業も避けて通れない課題である。ポイントは、ジェンダー、国籍、貧富の差なく人間らしく生きられる「多様性」、子どもたちがいきいきと暮らせる「未来志向」、そして「変革」である。

画期的な食料システムサミット

2020年秋、菅内閣総理大臣（当時）が「50年に温室効果ガス（GHG）排出実質ゼロをめざす」と脱炭素宣言をして以降、わが国においてもSDGs（持続可能な開発目標）が多方面で話題になるようになり、21年5月には農林水産分野においても「みどりの食料システム戦略」が策定されました。

21年9月にはG20農業大臣会合が開催され、持続可能で強靱な食料生産システムへの変革にあたり、各地の事情を考慮しつつ、革新的な技術に携わるスタートアップ企業などへの投資促進、農業のデジタル変革や農業者への知識伝達が重要とされました。また、同月に開催された国連食料システムサミットでは、持続可能な食

料生産システムへの変革を促進するため、すべての人々をSDGsの達成に関与させなければならぬとの行動宣言が出されました。

本サミットは食について、川上・川下を想起させる「チェーン」でなく、関連するモノや人、資金など、すべてを関連性のなかでとらえるため、「食料システム」という概念を中核としました。そして、国も国際機関も企業も個人も同列に参加することで「解決策を出し合う」ことに主眼をおき、サミット後も活動が続いています。これらの点において、本サミットは画期的なチャレンジといえます。

以上の流れを踏まえ、みどりの食料システム戦略を具体化する関連法が22年の通常国会で成立しました。それと同時に、わが国にあった変革を具体化していくため、関係者が対話し、



農林水産省 農林水産審議官
新井 ゆたか ARAI Yutaka

あらい ゆたか
1987年東京大学法学部卒業。同年農林水産省入省。消費・安全局表示・規格課長、総合食料局食品産業企画課長、産業連携課長、水産庁企画課長等を歴任。山梨県副知事、輸出促進審議官を経て2018年食料産業局長、2019年消費・安全局長、2021年から現職。

情報・認識を共有するとともに、それぞれの立場で具体的な行動を発信する場として「持続可能な食料生産・消費のための官民円卓会議」を設置しました。変革を着実に実行するためには、トップのコミットメント、ガイドラインなどの制度を策定する過程の透明化、官民の連携が不可欠です。円卓会議がこのような場となることを期待しています。

今回は、これら一連の動きがどのような背景で生じているのかを振り返りながら、SDGsについて考えてみたいと思います。

国連のSDGs採択までの流れ

私が農林水産省に入省した1987年、国連「環境と開発に関する世界委員会」が「我々の共通の未来」をとりまとめ、持続可能な開発の

概念が初めて示されました。これをもとに92年、ブラジルで「地球環境サミット」が開催され、気候変動に関する国連枠組条約が締結されました。この条約に基づき、95年以降は毎年、締約国会議(COP)が開催され、97年に京都で開催されたCOP3では、先進国の温室効果ガス排出の削減目標を各国ごとに設定することなどを内容とする京都議定書が採択されました。

しかしその後は、米国など温室効果ガス排出大国の不参加や、開発途上国と先進国の対立などで、進展が停滞した状態が続きました。

環境問題以外の社会課題については、2000年に国連ミレニアム宣言が採択され、貧困を15年までに半減させることを目標とするミレニアム開発目標が翌01年に策定されました。これは、より良い世界の実現に向けた最大の課題が、途上国の貧困と飢餓の撲滅であり、そのためには教育、衛生、経済発展、ジェンダー平等などが必要という考えに基づいたものです。

こうした二つの流れが合流する形で15年9月、SDGsが国連で採択されました。そのポイントには、①世界から貧困をなくすこと、現在の社会・経済・環境を持続可能なものに「変革する」こと、②30年を期限として、連関する17のゴールと169のターゲットを示すこと、③先進国、発展途上国すべてが取り組むことにより「誰一人取り残されない社会」をめざすものであることです。

SDGsの採択を受け、同15年にパリで開催されたCOP21において、パリ協定が合意されました。これは世界共通の目標として平均気温

上昇をプラス1.5℃に抑え、途上国を含むすべての国が削減目標を提出し、自主的に取り組むことなどを内容とするもので、京都議定書にかわる新たな枠組みです。

ESG投資と農林水産業の責任

一方、金融・グローバル企業の世界では2006年、投資家はESG(環境、社会、ガバナンス)の観点を組み込んだ投資活動をおこなうべきとする「責任投資原則」が提唱されました。

さらに08年のリーマンショック後、欧米の投資家が長期的経営指標に関心を寄せるようになったこともあって、ESG投資が浸透し始まりました。国連でのSDGs採択は、あいまいだったESGの定義が明確になり、ESG投資を一層広げる契機になっただけでなく、企業がどのような非財務情報を開示すべきかを明確にする作業も進むようになりました。

気候変動にかかるリスクと機会の情報開示については、民間主導で設置されたTCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)が17年に取りまとめた提言にほぼ集約され、大企業にとつては事実上の国際基準となりました。ESG投資に出遅れていたわが国も、この流れを受けて、TCFD提言に即した情報開示のルールや企業向けの手引書の作成に乗り出しました。

これは投資家に向けた企業情報の開示です。直接的には上場企業が従う準則となり、原料・資材の生産段階から物流までの情報開示が求められるので、間接的には生産者にも影響が及びます。

また、温室効果ガス削減のプロセスにおいては、企業は川上から川下までの間接排出も削減単位に入れるべきとされており、食品企業にとっては原材料の生産や輸送段階での削減を自分ごととしてとらえる責任が発生します。

農林水産分野はサプライチェーンが長く複雑で、生産者ごとに工程・栽培環境が異なるなど温室効果ガス排出の定量評価が難しいことから、農水省では、フードサプライチェーンを通じた脱炭素化とその可視化のあり方について検討を始めました。

ESGのS(社会)の中心的な課題であるビジネスと人権に関わる問題は、11年、国連人権理事会において「ビジネスと人権に関する指導原則」が全会一致で支持されて以降、国際的な取り組みが本格化しました。近年では欧州において人権デューデリジェンスの義務化が進むなど、環境問題に次ぐ大きなテーマとなつていきます。こちらも環境問題と同様、大企業は原料・資材の生産段階から物流まで含めた情報開示が求められています。最近では、中国の新疆ウイグル自治区の人権問題に各企業がどう対応するかが世界中の話題となりました。

これらを背景に、今では大企業の多くが、ESGやSDGs経営に取り組んでいます。中小企業や農林水産業などでは取り組みが進んでいないのが実態です。しかし、人口減少が進む地方の中小企業や農林水産業においてこそ、持続可能な社会をめざすESGの取り組みは重要です。

さらに、地域資源活用型産業の振興や生産性

の向上を中心に据える地方創生において、地域の核として中心的な役割を担う地域金融機関には、地域資源を活用し、インパクトを生み出す取り組みへの資金の流れを太く強くするためにも、ESG地域金融の実践が求められます。こうしたことから、「地域循環共生圏」の構築をめざす環境省と金融庁において、「ESG地域金融実践ガイド」がまとめられるなど、地域金融機関の行動を促すことで、大企業以外の取り組みも進み始めています。

SCM「Farm to Fork」戦略

戦後の国際ルールの策定過程において、農業分野ではEUの存在がひととき大きく、おおむね5年ごとに改定されるEU共通農業政策(CAP)に世界の注目が集まります。2021年のCAPに大きな影響を与えたのが、19年に発表された「Farm to Fork(農場から食卓まで)戦略」です。

19年に欧州委員会が提示した6本柱の政策指針のうち、SDGsやCOP21を反映し、競争力ある経済成長を伴いつつ、50年までにカーボンニュートラルを達成することをめざす「欧州グリーンディール」が、最も重要な政策として掲げられました。なかでも、生産から消費までの食料システムをより健康的で環境に優しい持続可能なものに移行することをめざしたFarm to Fork戦略は、欧州グリーンディールの中核と位置づけられました。ここでは化学農薬使用量50%削減、全農地の25%での有機農業生産などの野心的な目標が掲げられています。

また、この戦略では、EUの持続可能な食料システムを国際基準にすることを目的とする点にも、あらゆる食品バリューチェーンの関係者によるアプローチが不可欠としています。

こういったことから、わが国でも早急に、国内事情に合った持続可能な食料システムの構築をめざした戦略を立て、世界に発信していくことが必要となりました。そこで21年5月に「みどりの食料システム戦略」を策定しました。2年目となる22年はアジアモンスーン地域への具体的な貢献や農林水産食品分野での温室効果ガス削減技術の普及に焦点を当て、各国との議論を展開しています。さらに秋には、アジア大洋州地域での国連食料サミットのフォローアップ会合を日本主催で開催します(図1)。

持続可能性を求めた官民円卓会議

5年くらい前から、胸元にSDGsバッジを付けている人を見かけることが増えました。食品産業の経営者らと会ったときに必ず出る話題は、ウクライナ情勢を含む食料・エネルギー事情と、環境・人権を中心としたSDGsへの取り組みです。

中小企業や農林水産業の現場では、大企業と比べて、これらの課題に対する認識がまだ低いように感じます。例えば、製造業と小売業をつなぐ唯一の国際団体であるCGF(コンシューマー・グッズ・フォーラム)は、「ビジネスと人権」に関し、わが国の農業・水産業の技能実習制度に強い関心を抱いています。また、湿潤な日本は欧米諸国に比べ、面積当たり化学肥料や農

薬使用量が高い水準にあることも事実です。

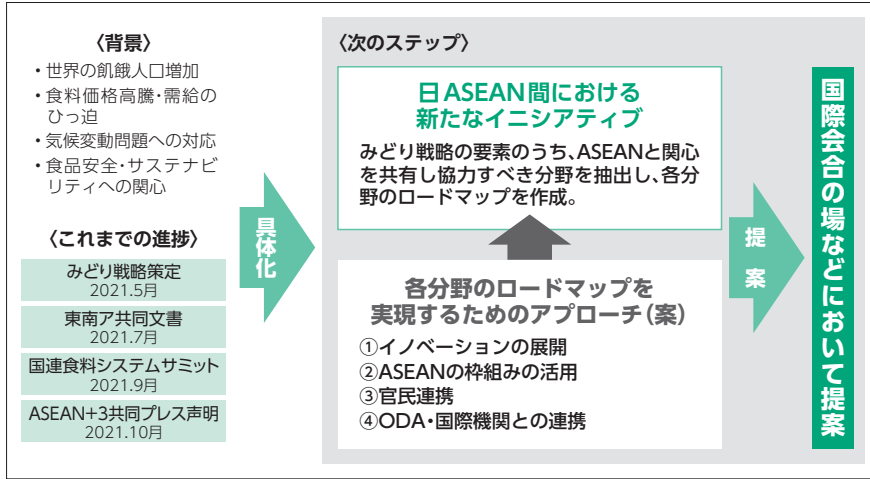
人権にしても環境にしても、その企業だけの問題ではなく、調達する原料の生産や流通にまでさかのぼって問われるものです。わが国の農林水産業・食料産業が将来にわたって持続的に発展していくためには、こうした情勢認識をすべての食品バリューチェーン関係者が共有することが必要です。

このため農水省では、冒頭に紹介した「持続可能な食料生産・消費のための官民円卓会議」を21年12月に設置し、四つの部会を設けました(図2)。幅広い関係者をメンバーとしたこと、変革の具体策を考え実践していく場としたことは、SDGs、国連食料サミットの考え方を踏まえたものです。

農政の推進における地球環境の保全については、これまで、①1990年代、食料・農業・農村基本法制定に当たり、第4条で農業の自然循環機能の維持増進をうたい、第32条で農業・肥料の適正な使用の確保、家畜排せつ物法などを制定、②2000年代、後の日本型直接支払制度につながる農地・水・環境支払いの創設、有機農業推進法・食品リサイクル法等の制定、バイオマスニッポン総合戦略の制定などをおこなった。一定の成果を上げてきました。

しかしその多くが、有志の取り組みを促す施策であり、民間主体の準則ではなかったこと、地球環境に大きな影響のある大企業の参画が限られていたこと、そして何より世界全体のルールがなかったことから、社会全体のムーブメントとはならなかったように思います。今回は、世界

図1 「みどりの食料システム戦略」のアジアモンスーン地域への展開



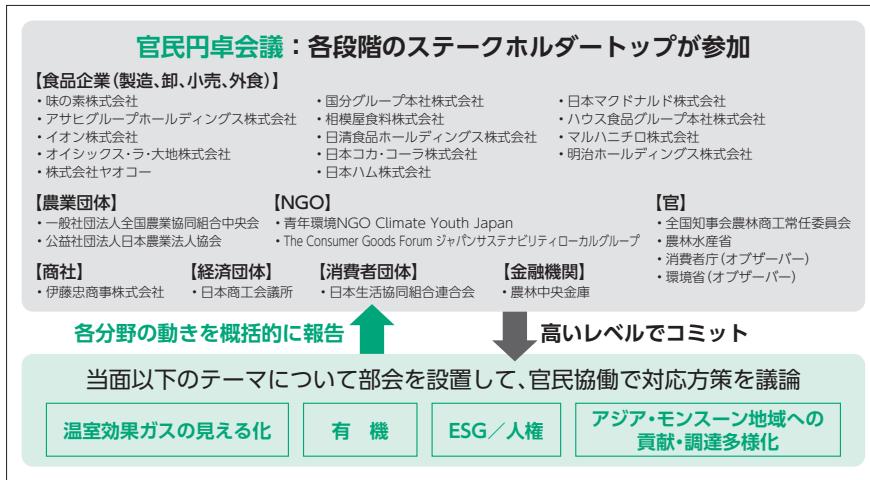
資料：農林水産省

全体での取り組みであり、大企業も参画し、準則・基準を明確にする取り組みが進んでいるという点で、これまでとは大きく異なります。

ジェンダー平等と女性の活躍

SDGsの目標の中で見逃してはならないのが、ジェンダーの平等と女性のエンパワメント(女性活躍)です。生産人口が減少するわが国にあって、女性の能力をフルに活用することが重要と認識されているにもかかわらず、世

図2 持続可能な食料生産・消費のための官民円卓会議



資料：農林水産省

女性活躍推進法による目標の設定・開示、保育制度の拡充、両親の育児休暇取得促進など制度整備は進んできているものの、実際にはアンコンシャスバイアス(無意識の思い込み・偏見)や働き方の問題などが複雑にからみ合っています。それを少しでも前に進めたいという思いから、私は4年前に食品企業の経営者らと勉強会

界経済フォーラムのジェンダーギャップ指数は156カ国中120位です。この状況を看過するわけにはいきません。

1回目の提言
「[キャリアの多様性と活性化]に関する考察とご提案」
(キャリア活性化検討会、19年1月17日)

2回目の提言
「キャリア形成における『自立型人材』育成について」
(キャリア活性化検討会、21年9月14日)

を始め、経営層への提言をまとめてきました(左の二次元コードからアクセスできます)。

食品企業でも農業経営でも、女性が活躍している事業体は業績が良好という調査結果がでています。これは組織のメンバーの多様な意見をくみ上げて商品開発や経営方針に反映させる仕組みができていくこと、それがメンバーの働きがいにつながるという好循環のたまものだと考えます。女性だからということではなく、社員の自立的な成長を促し、それを会社の成長とリンクさせていくことがめざすべき方向です。

SDGsの本質は「多様性」＝ジェンダー、国籍、貧富の差なくそれぞれが人間らしく生きられること、「未来志向」＝未来の子どもたちがいきいきと暮らせること、そして「変革」だと思います。SDGsの策定や実践において、ターニングポイントで女性が変わるのけん引者となってきました。現状に対して「腑に落ちない」違和感が、創造性つまり変革の端緒になります。

生物の「進化」つまりその生き残りの仕組みは、「選択」と「変化」だといわれます。いま、正しい道を選択し、変化していくことが、わが国の農林水産業と食品産業が将来にわたって持続的に発展していくために必要なことだと思います。